

省 令

○法務省令第六十五号

法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)第十九条第二項及び第二十条第二項、不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第七条(他の法令の規定において準用する場合を含む)、商業登記法(昭和三十八年法律第二百五号)第一条他の法令の規定において準用する場合を含む。)並びに人権擁護委員法(昭和二十四年法律第二百二十九号)第十六条第一項及び第二十条の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十九年十一月二十日
法務大臣臨時代理
国務大臣 泉 信也

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令
第一条 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則(平成十三年法務省令第十二号)の一部を次のように改正する。

別表鹿児島地方法務局の部知覧支局の款同支局の項中、「川辺郡」を、「南九州市」に改め、同項管轄区域欄中、「川辺郡」を、「南九州市(穎娃出張所の管轄に属する地域を除く)」に改め、同款穎娃出張所の項中、「揖宿郡」を、「南九州市」に改め、同項管轄区域欄中、「揖宿郡」を、「南九州市の内 穎娃町郡 穎娃町御領 穎娃町別府 穎娃町牧之内」に改める。

第二条 登記事務委任規則(昭和二十四年法務省令第十三号)の一部を次のように改正する。
第十条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。
第三十一条第二項及び第三項を削る。
第三十三条に次の一項を加える。
2 鹿児島地方法務局穎娃出張所の管轄に属する商業登記の事務(商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。)は、鹿児島地方法務局知覧支局で取り扱われる。

第三条 人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程(昭和二十四年法務省令第四十号)の一部を次のように改正する。
別表第一知覧人権擁護委員協議会の項を次のように改める。

Table with 2 columns: 知覧人権擁護委員協議会, 南九州市 鹿児島地方法務局知覧支局の戸籍及び公証に関する管轄区域

この省令は、平成十九年十一月二十六日から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中登記事務委任規則第三十三条の改正規定及び第三条の規定は、同年十二月一日から施行する。
○厚生労働省、農林水産省、令第三号
○経済産業省、国土交通省

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十二号)の施行に伴い、工業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令(昭和二十四年政令第四百八号)第一条第六項、第五条第三項及び第六条第四項の規定に基づき、工業標準化法に基づく登録申請手数料の額の計算等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十九年十一月二十日
厚生労働大臣 舩添 要一
農林水産大臣 若林 正俊
経済産業大臣臨時代理 国務大臣 岸田 文雄
国土交通大臣 冬柴 鐵三

第一条 工業標準化法に基づく登録申請手数料の額の計算等に関する省令(昭和五十五年通商産業省令第一号)の一部を次のように改正する。
第六條第八号中、「特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律」を、「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律」に改める。

第七條第八号中、「相互承認実施法第二条第八項第三号又は第六号の」を、「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令(平成十三年政令第三百五十五号)以下、相互承認実施法施行令」という。)
第二条第三号又は第六号に係る」に改める。
第八条第三項中、「相互承認実施法第二条第八項第一号、第二号、第四号及び第七号の」を、「相互承認実施法施行令第二条第一号、第二号、第四号及び第七号に係る」に、同項第三号又は第六号の」を、「同条第三号又は第六号に係る」に改め、同条第二項中、「相互承認実施法第二条第八項第一号、第二号、第四号又は第七号の」を、「相互承認実施法施行令第二条第一号、第二号、第四号又は第七号に係る」に、同項第三号又は第六号の」を、「同条第三号又は第六号に係る」に改める。
第十二條第八号中、「相互承認実施法第二条第八項第三号又は第六号の」を、「相互承認実施法施行令第二条第三号又は第六号に係る」に改める。
第十三條中、「相互承認実施法第二条第八項第三号又は第六号の」を、「相互承認実施法施行令第二条第三号又は第六号に係る」に、同項第五号の」を、「同条第五号に係る」に改める。
第二条 工業標準化法に基づく登録申請手数料の額の計算等に関する省令の一部を次のように改正する。
第八条第一項中、「及び第七号」を、「第七号及び第八号」に改め、同条第二項中、「又は第七号」を、「第七号又は第八号」に改める。
第十三條中、「及び同条第五号」を、「並びに同条第五号及び第八号」に改める。

この省令中第一条の規定は特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年十一月二十日)から、第二条の規定は適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。
○農林水産省令第八十六号
植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第七條第一項第一号及び第八條第七項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十九年十一月二十日
農林水産大臣 若林 正俊
植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。
第十五條中、「郵便局より」を、「郵便事業株式会社の事業所から」に改める。
第二十一條第二項中、「郵便局」を、「郵便事業株式会社の事業所」に改める。
別表二の一の項地域の欄中、「キューバ」の下に、「ドミニカ共和国及びブルエルトリコ」を加える。
第十号様式中、「———豊洲副産品」を、「豊洲副産品」に改める。

この省令は、公布の日から施行する。
附則
○総務省告示第六百三十八号
特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則(平成十三年総務省令第三号)第十五條の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)様式第七号の規定に基づき、登録外国適合性評価機関の区別及びその他の文字等を次のように定める。
なお、平成十五年総務省告示第二百九十五号(特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律)に基づく表示等に関する省令第二条第二項の規定に基づき登録外国適合性評価機関の区別を定める件)は、廃止する。
平成十九年十一月二十日
総務大臣 増田 寛也